

福井市建設工事等競争入札参加者資格審査事務処理要領

(趣旨)

第1条 建設工事等の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成6年福井市告示第40号。以下「告示第40号」という。）に基づく資格審査の事務処理は、この要領の定めるところによるものとする。

(入札参加資格の認定)

第2条 競争入札参加資格（以下「資格」という。）の認定は、福井市建設工事等指名業者選定審査会の審査を経て行うものとする。ただし、告示第40号第3項第3号の規定に基づく申請の場合はこの限りでない。

(資格認定基準)

第3条 資格の認定を受けることのできるものは、次に掲げる条件に該当するものとする。

- (1) 建設業者（市内業者（市内に主たる営業所を有し、それを登録する者をいう。以下同じ。）及び準市内業者（市外に主たる営業所を有し、市内にある営業所等を登録する者をいう。ただし、当該営業所等は、契約の締結等の権限を委任され、かつ法人市民税の事業所開設届を提出しているものに限る。以下同じ。）に限る。また、当該営業所等と他の営業所等との重複登録及び当該営業所等の代表者と他の営業所等の代表者との重複（兼任）は、認めない。）にあっては、資格申請書に添付した建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査の結果通知書（以下「経営事項審査結果通知書」という。）において、総合評定値の通知を受けている工種のうち、2年又は3年平均の完成工事高が500万円以上あり、かつ、その工種ごとに法第3条の許可を受けてから継続して3年以上経過しているもの。（ただし、「解体工事」の資格の認定を受けようとするものにあつては、平成28年5月31日以前にとび・土工工事業の許可を受け、引き続き解体工事業の許可を受けた期間が3年以上経過しているものも可とする。）
- (2) (1)以外の建設業者にあっては、経営事項審査結果通知書において、総合評定値の通知を受けている工種のうち、資格審査の申請をした工種の2年又は3年平均の完成工事高が1億円以上あり、かつ、その工種ごとに法第3条の許可を受けてから継続して3年以上経過しているもの。（ただし、「解体工事」の資格の認定を受けようとするものにあつては、平成28年6月1日以前にとび・土工工事業の許可を受け、引き続き解体工事業の許可を受けた期間が3年以上経過しているものも可とする。）この場合において、当該建設業者が資格の認定を受けることができる工種の数、5工種までとする。
- (3) 経常建設共同企業体にあつては、福井市建設工事共同企業体運用要項に基づき結成されたものであること。
- (4) 建設コンサルタント業務等（福井市財務会計規則第96条第1項に規定する建設コンサルタント業務等をいう。）にあっては、資格審査の申請をした業種が告示第40号第2項第3号の規定に該当すること。また、市内業者及び準市内業者等の区分については福井市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請要領において規定するものとする。

(経常建設共同企業体の総合評定値)

第 4 条 経常建設共同企業体として資格申請した工種の総合評定値は、「中小建設業の振興について」(昭和 37 年建設省発計第 79 号)の別紙 2 の「共同企業体の資格審査要領」第 2 項に基づき算定するものとし、当該総合評定値が、各構成員の経営事項審査結果通知書における当該工種の総合評定値を下回った場合は資格を認めない。

(所在地の変更)

第 5 条 告示第 40 号第 7 項に定める資格の有効期間内に、市内業者又は準市内業者がその他の業者になった場合は、当該変更日の属する年度の末日を資格の有効期限とする。

2 その他の業者が市内業者又は準市内業者になった場合は、当該変更届受理日の翌週の月曜日(当該日が休日(福井市の休日を定める条例(平成元年福井市条例第 48 号。以下同じ。))の場合は、その翌日とする。)の午後 4 時から資格を認定する。

(資格の有効期間)

第 6 条 資格の有効期間は、告示第 40 号第 7 項に定める期間とする。

(変更の届出)

第 7 条 資格者名簿に登録された者は、申請者又は資格審査の申請の書類に記載した事項に変更があったときは、直ちに、その旨を別に定める変更届出書により市長に届け出なければならない。この場合において、当該変更届出書受理日の翌週の月曜日(当該日が休日の場合は、その翌日とする。)の午後 4 時から変更後の資格を有効とする。

(その他)

第 8 条 この要領に定めのない事項については、福井市建設工事等指名業者選定審査会が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 1 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。